

第3回青森県子どもの貧困対策推進計画等検討委員会

日時 平成28年1月29日（金）10:30～12:00

場所 青森国際ホテル 2階 春秋の間

(事務局)

ただいまから第3回青森県子どもの貧困対策推進計画等検討委員会を開催いたします。開会にあたりまして、一戸健康福祉部長からご挨拶申し上げます。

(健康福祉部長)

第3回青森県子どもの貧困対策推進計画等検討委員会開催に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、皆様には日頃から健康福祉行政の推進に御理解と御協力をいただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

当会議は、これまで2回の会議を開催しており、第1回会議では、本県の子どもの貧困計画の策定の基本的な方向性等について、そして、第2回会議では、施策の概要を示した計画素案についてご検討いただいたところです。

一方、国においては、貧困家庭に対する学習支援や居場所づくりなどの支援策が、子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく効果的につながっていくよう、市町村を対象として、貧困の状態にある子どもや家庭の実態把握のための調査分析、支援体制の整備計画策定を支援することが示されました。

現在、県が策定を進めている計画は、県の子どもの貧困全般に係る施策の基本的な方向性を示すものですが、その実現に向けて、県だけではなく市町村や県民の皆さんを始めとする様々な主体との連携した取組が求められます。今回、国が市町村への支援を示したことにより、市町村と県の連携の強化、更には県計画策定の重要性が一層増してきたものと考えているところです。

本日の会議では、前回委員会で検討した結果を基に県計画の素案を修正し、第二次素案として皆様にお示しし、内容について御議論いただくこととしております。今後の市町村の対応が具体的に示されてきた中で、より実効性のある県計画とするため、委員の皆様には、それぞれのお立場から、忌憚のない御意見等を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさついたします。

(事務局)

それでは議事に入ります。委員会設置要綱第4条第2項の規定によりまして、委員長が会議の議長となりますので、ここからの進行は後藤委員長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(委員長)

限られた時間の中で、今回は第二次素案をとりまとめる予定としております。いろいろな意見を出し合いながら、とりまとめに向かって進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次第に従いまして議事に入っていきたいと思っております。議事（仮称）青森県子どもの貧困対策推進計画第二次素案について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

資料1・資料2により説明

(後藤委員長)

ご意見ご質問がございましたらお願いいたします。

(篠崎委員)

資料2-1の指標についてです。子供の貧困率、そして25番の指標についてですが、県の子どもの貧困対策の計画を立てるにあたって、24番の青森県の子供の貧困率については、根幹的などころになってくると思

ますので、今後も、たとえば国に働きかけるなど、ぜひ取得に向けた取組をお願いしたいと思います。大人が一人の貧困率につきましても、計画の中でひとり親の記載があり、同様に根幹の部分に関わってくるのだと思いますので、この二点につきまして、今後示せるように進めて欲しいというお願いです。

(事務局)

県単位で見た場合、現状として標本として適切な数が確保されていない状況にありますが、国には、必要なデータの提供については、機会を捉えて継続して依頼していくことと併せて、これからも取得の方法については、引き続き検討していきたいと考えております。

(後藤委員長)

県単独でこの数値を出す場合、調査等も必要になりますが、そういったことも踏まえ、今後も検討をお願いします。その他に何かございませんか。

(木浪委員)

児童養護施設の子どもに関する記述もありますが、里親委託されている子どもは含まれるのでしょうか。

(事務局)

児童養護施設等の等の中に含まれるということでお考えいただければと思います。

(後藤委員長)

「社会的養護を必要とする子ども」など、表現の工夫もできるのではないかと思います。

(石橋委員)

県の高等学校の将来構想もあり、通学の環境では統廃合によって遠くまで通わなければならない地域も出てきます。交通、スクールバスの問題も踏まえた対応も必要ではないかと思います。教育の機会均等を保障する部分と深く関わってくる部分ですので、そういうことも視野に入れた内容を盛り込むことができるのであれば、盛り込んで欲しいという意見です。

(後藤委員長)

お示ししている資料は、今後の計画の基本となる部分であると思います。皆さんのお立場から、様々な御意見をいただければと思います。

(敦賀委員)

二点あります。ひとり親家庭の貧困というのは非常に大きな問題です。指標の 22 番 23 番の就業率では、親の就業率アップに越したことはないのですが、就業しても現状ですと非正規であり所得が低い。結果として、ひとり親の子どもたちの進学に影響がでるといえるケースが考えられますので、ぜひ 11 番と 13 番は既存のデータでは数値は取れないということなのですが、結果としてどうなったのか定性的なものを評価することが必要ではないでしょうか。

もう一つは、資料 2-2 の中に市町村への支援がでてきますが、例えば 7 ページにファミリー・サポート・センター等の実施があります。これは青森市では有料となっています。市町村への支援ということについてはどのような支援なのでしょう。財政的な支援まで行うのか、予定があればよろしくお願ひいたします。

(事務局)

ひとり親家庭の子どもの進学率についても、貧困率と同様に何かの形でデータが取れないか、あるいは代替になるものはないかということについて、引き続き計画期間において検討していきたいと考えております。

市町村への支援ということですが、事業編とも関連しますが、財政的な支援を伴うものもあれば伴わないものもある、それは個別の状況によって異なり、「支援」が全て財政的な支援を意味するものではありません。

(笹木委員)

市町村への支援ではありませんが、公立の高等学校と私立の高等学校の定数の配分というのがありまして、今 75 と 25 という比率となっています。それを、かなり前から私学協会あるいは私学校長協会を通して県に 7 :

3の比率に改めて欲しいという要請を継続して行っています。

(後藤委員長)

学校では、ひとり親家庭の子どもの状況について、どの程度把握されているのでしょうか。

(笹木委員)

ひとり親に限らず、私立学校に通う生徒に対する奨学のための給付金などの制度もあり、ある程度のことは把握しています。

(後藤委員長)

進学率について、各校からデータの提供してもらうことは個人情報の面からは可能でしょうか。

(乙山委員)

少しセンシティブな部分はあるかと思います。

(前田洋子委員)

奨学金についてです。借りても返せないという事情がかなりあると思います。学校は出たけれど正規の職員になれなくて収入が安定しないために返済が滞っているというケースをたくさん聞いております。なんとか貸与型だけでなく給付型というのを考えていただきたいなど常々思っておりました。

また、ひとり親家庭の自立支援事業で国の大綱では子どもに対しての就業講習会と書いてありますが、県の方では子どもに対してということは書いてない、親に対してだけの講習会と書いていますので、子どもについても参加させてもらえる形になればいいと思いました。青森県は、高卒で就職する方も少なくないので、少しでも就職のためのいろいろな講習会を受けて、それを介して就職ができればと思っております。そのあたりも組み込んでいただければなと思っております。

(事務局)

奨学金については例えば、国では、日本学生支援機構で、所得連動型の返還方法が導入されるなどの対応がなされています。自立支援事業の子どもへの適応拡充については、検討させていただきます。

(桜庭委員)

資料2-1の指標一覧です。目標値は設定しない、ということですが、全国値に近づけるような努力をしたいという思いからこの一覧が資料として提供されていると思います。その中で、就業率ですが、指標の22、23番、それから青森県独自の1、2番は母子家庭あるいは父子家庭の就業率です。青森県が全国に比べると高い値が示されています。しかしながら、実は調査の対象、時期が違っています。しっかり書いていただきたいのは、全国の母子世帯等の調査は全国調査であり、青森県のひとり親家庭等の実態調査と同じサンプルではないということ。現実には青森県の雇用ということを考えて場合、全国平均を上回っている感覚はみなさんには多分ないのではと思います。たとえば、有効求人倍率を比べても、全国から見ても青森県は低く、最近では過去の水準と比べ高くはなっているけれど実態としては全国平均に届いていない状況です。

もともと調査の対象が違うので、こうした状況になると思いますが、青森県は雇用状況が良いと受け止められると、そのあとの施策は必要ないという極論になってしまう。一般的な常識からすると、青森県は雇用情勢は厳しい状況にあり、その中での対応が求められている。この数値をひとり歩きさせるのは非常に危うさを感じます。調査対象、時点、調査内容も違うということわかるようにしておくことが必要であると思います。

(事務局)

貧困計画には、県の現状値を記載することとしていますが、出典を明記する等の対応を検討します。

(斎藤委員)

子供の貧困率ですが、国に各都道府県の貧困率を出していただきたいという要望をしていくということも手段としてあるのではと思いました。それから二点目ですが、資料6ページ、子どもの生活支援の「(1)児童養護施設等の退所児童等の支援」で、「アフターケアを実施します」と書かれてあります。アフターケアの問題は、

主体がどこなのか明確にする必要があると思います。たとえば、児童相談所がメインとなっていくのか、そうではなくて児童養護施設等が中心となっていくのか、責任がどこにあるのかを明確にすることが必要だと思います。それから三点目ですが、母子家庭に対しての就労支援ということで、資料10ページの「保護者に対する就労の支援」では学校等に入る部分の経済的な支援はありますが、学校に入れたとしても、学校に通う場合お子さんを預けるところがなければ、なかなか勉強できない。そういった実態があって最後まで修学を継続できないという事例もあります。新たに資格取得を目指す母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さんに、日常生活の部分で子どもを預かってくれる、勉強できるような環境を整えるようなことが必要と考えます。

(事務局)

定期的に国でも会議を開いており、こうした機会を捉えて必要なデータの提供依頼は行っていきたいと考えております。

また、アフターケアの主体に関する記述については、検討させていただきたいと思います。ひとり親家庭等の親が修学する場合の子どもへの対応ですが、保育の確保が重要だということで、項目として保護者の就労支援の項目に再掲扱いで、「保育の確保」を追記しております。

(笹木委員)

質問ですが、事業編について次回の会議で我々に示していただけるということでしょうか。

(事務局)

第4回委員会には、事業編も提示することとしております。

(笹木委員)

会議の第1回目では、素案は国の大綱とほとんど同じ内容でしたので、国と全く中身がほとんど変わらないのであれば、なにも県独自のものを作る必要はない、県の実情にあった形でひとつひとつクリアしていくために、具体的なものを掲げていくべきだというふうな話をしました。今回の第二次素案は、確かに文字数は少なくなっている感じがしますが、その反面、どの方向に向かっていくのか、何を目標に5年間これからやっていくとするのか、方向性が分かりにくくなったという感じは否めない。それで先ほどの質問につながるのですが、具体的な事業は、事業編で示していただくということでしたが、できれば今日この会議で、原案、素案で結構なのですが、ひとつひとつに対する、これからやっていくという具体的な事業をお示しいただければと思いました。

たとえば、資料の2-2の1ページの「(2) 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携」では、素案では「県立学校へのスクールソーシャルワーカーの段階的な配置の拡充を推進します」とありましたが、今回の第二次素案では削除されています。おそらく事業編では年次ごとの計画が示されるものと期待はしていますが、最終的に5年後にスクールソーシャルワーカーは何人ぐらいの配置を考えているのか、そういったことがなければ、この会議で第二次素案を示されても何ともいえない部分があるように思います。できれば今日その原案をお示しいただければありがたかった。

(前田委員)

資料2-2の10ページ(3)に就労機会の確保に在宅就業の項目があります。これについては、どういう職種が可能なのかということもあるのですが、これは行政が率先してやらなければ民間の企業もなかなか乗ってこないのではないかと気がします。今考えている見通しなどありましたら教えてください。

(事務局)

こちら具体的には事業編の中で、お示しすることになるかと思いますが、現在想定しているものとしては、自宅でパソコンを使った作業などで、テープ起こし、TV等の字幕の作成などを想定しております。

(前田洋子委員)

この在宅就業につきましては、事業的には進んでいるところと進んでいないところがありますけれども、ひ

とり親の場合、有能な人材もあろうかと思しますので、ぜひこれは強力にやっていただきたいと思します。

(後藤委員長)

在宅就業のお話が出ましたが、県内の在宅就業の状況が分かりましたら情報提供いただけますでしょうか。

(富田委員)

ハローワークでも、在宅就業を支援する様々な制度があります。在宅就業も含めて、多様な働き方を進めていかなければいけないということもありますので、たとえば勤務地限定正社員などの制度の普及、これは郵便局なども進めている状況にあります。

(小野委員)

資料2-2の1ページです。学校教育による学力保障ということで、素案では下から2行目。「子どもに自己肯定感を持たせ」とありますが、第二次素案では「自己」が削除されています。この部分は頭に「自己」についてはじめて教育的に意味があるものとなっています。

(事務局)

ご指摘の部分については、大綱と同様の表現に修文したいと思います。

(正部家委員)

資料2-2に出てくる「児童養護施設等」という表現ですが、施設に入っている場合、在宅の場合、また施設でも対象になる制度が違うなど様々ですので、児童養護施設が何を指しているのか、明らかにしたほうが望ましいと思します。

(後藤委員長)

木浪委員の発言もありましたので、この部分も合わせて事務局で調整してください。

(篠崎委員)

資料2-1の指標の数値です。この資料については現状値を改善させていくということで説明を受けていますが、例えば指標の4番、7番は、数値が上がったことが即現状の改善となるのか、という部分があるかと思します。中学卒業後の就職率でいえば、子どもたちが望む進路を実現していくことこそが大切なことだと考えます。こうしたことを踏まえて数値を見る必要があることと、同じく青森県が独自に設定した指標の1番2番は、正社員になることによって収入が上がることに間違いはありませんが、正社員になることで逆に長時間労働になる、出張があるなどの縛りが出てくる場合もあります。ですから、同一労働同一賃金であるとか、長時間労働の削減、男女ともにワークライフバランスの推進、そういった視点も踏まえて、資質の部分も合わせて判断していくことが重要であると思します。

(後藤委員長)

青森県が独自に設定した指標の3番、4番の周知度ですが、利用度という視点もあり、知ってはいるが利用はしていない、利用されていないという実態もあるかと思します。手続の際に、煩雑さが伴う場合は利用度が低くなります。ワンストップのサービスなど忙しいひとり親世帯に寄り添った対応を考えていく必要があるかと思します。

また、指標の3番、8番の生活保護世帯に属する子供の大学等進学率と、児童養護施設の子供の高校進学率などは、全国に比べて低くなっています。これは貧困ということだけではなく、たとえば施設入所児童の例では、選択肢が少ないことも影響していると思します。私立高校や私立大学の数が多い首都圏では、学校も多く、学力に応じて選択できるが、青森県ではそうはいかない。では、首都圏の大学に進学できるかといえ、一人暮らしの費用などの生活面の負担が出てくる。こうした背景もあるのではと思しました。

では、第二次素案に対するご意見等については、概ねよろしいでしょうか。それでは、本日、皆さんから意見をいただいた部分については、内容を検討のうえ修正案を作成し、来月の子ども子育て支援推進会議に諮ることとなりますが、その修正案については、委員長に一任していただくことで御了解いただけますでしょうか。

(委員)

異議なし

(後藤委員長)

本日の議事はこれで終了します。

(事務局)

閉会にあたり、こどもみらい課長からあいさつがあります。

(こどもみらい課長)

委員各位には、様々なご立場から意見をいただきありがとうございます。お手元には参考資料も準備させていただきました。

こちらは先般1月18日に内閣府が全国の都道府県の子どもの貧困対策所管課長を集め開催した会議の場で示されたものです。子供の未来応援国民運動は、貧困対策解消を目指し、自治体だけではなくさまざまな主体が子どもの貧困対策を進めていくことを国民運動として展開していこうというものです。子どもの貧困対策を総合的に推進するためには、地域における教育分野・福祉分野等の多様な関係者の協力を得つつ、地域の実情に即した効果的な施策を講ずることが重要であり、県といたしましては、県内市町村等と連携して子どもの貧困対策の推進に努めてまいりたいと思います。

また、次回も会議がございますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。簡単ではございますがお礼の言葉とさせていただきますと思います。

(事務局)

長時間にわたりご協議いただき、お疲れ様でした。以上をもちまして第3回青森県子どもの貧困対策推進計画等検討委員会を閉会いたします。ありがとうございました。